

山武郡市広域水道企業団人事行政の運営等の状況

山武郡市広域水道企業団職員の給与、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について公表します。

この公表は、人事行政の運営等の公平性と透明性を高めることを目的として、山武郡市広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の規定に基づき実施するものです。

令和7年12月24日

1 職員の任免及び職員の数状況

(1) 職員数の状況(4月1日現在)

単位:人

区分	R6	R7	増減
職員数	55(1)	57(0)	2(△1)
[条例定数]	[83]	[83]	[0]

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 ()内は、暫定再任用短時間勤務職員数であり、外数です。

(2) 採用及び退職の状況 (令和6年度:令和6年4月1日～令和7年3月31日)

単位:人

採用者数			退職者数					
新規採用	中途採用	合計	定年退職	普通退職	勸奨退職	死亡退職	その他	合計
3	0	3	0	1	0	0	1	2

(注) 1 退職者数の「その他」は、再任用の任期満了者です。

(3) 年齢別職員構成(令和7年4月1日現在)

単位:人

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4	6	8	8	4	6	1	4	7	3	6	0	57

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、企業長は除きます。

(4) 級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	事務局長・次長・技監	2人	3.5 %
7級	課長・室長・主幹	5人	8.8 %
6級	課長補佐・副主幹	7人	12.3 %
5級	班長・主査	7人	12.3 %
4級	主査補	6人	10.5 %
3級	副主査・主任主事・主任技師	8人	14.0 %
2級	主事・技師	7人	12.3 %
1級	主事補・技師補	15人	26.3 %
計		57人	100 %

(注) 山武郡市広域水道企業団の給与に関する規程に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法では、職員の執務については定期的に人事評価を行い、人事評価を任用や給与など人事管理の基礎として活用するものとされています。

当企業団では、地方公務員法の一部改正(平成28年4月1日施行)に伴い人事評価制度の見直しを行い、職務を遂行する中で職員が発揮した能力の程度と職員があらかじめ設定した業務目標の達成度について評価を実施しています。

3 職員の給与の状況

(1)職員給与費の状況

令和6年度決算

(単位:千円)

総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率B/A
4,749,197	43,967	284,739	6.00 %

(注)職員給与費は、法定福利費(共済組合負担金等)を含めた額です。

令和7年度予算

(単位:千円)

職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
55 人	202,368	39,633	87,897	329,898	5,998

(注)給与費は、当初予算に計上された額です。

職員手当には、退職手当を含みません。

派遣元で給与を支給する派遣職員4名分を除きます。

(2)職員の平均年齢及び平均給与額の状況

項目	平均年齢	平均給与月額		
			平均給料月額	諸手当
令和 7年4月1日現在	36歳 9月	365,149 円	308,792 円	56,356 円
令和 6年4月1日現在	35歳10月	347,385 円	290,782 円	56,603 円

(注) 平均給与月額には法定福利費を含みません。

諸手当には期末、勤勉手当を含みません。

派遣元で給与を支給する派遣職員を除きます。

(3)職員の手当の状況

①期末・勤勉手当

1人当たり平均支給年額(令和6年度)	1,547 千円	
令和6年度支給割合	期末手当	2.5 月分
	勤勉手当	2.1 月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等 による加算措置	有

②退職手当(令和7年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.669500 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.039500 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.757500 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.709000 月分	47.709000 月分

(注)退職手当は、当企業団が加入している千葉県市町村総合事務組合から支給されます。

③地域手当

支給実績(令和6年度決算)	11,595 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	222,988 円
支 給 率	支給対象職員
5.8%	52人

④特殊勤務手当

区 分		全 職 種
支給実績(令和6年度決算)		190,000 円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		3,654 円
手当の種類(手当数)		2 種類
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度決算)		34.6 %
手当の名称	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
電気主任技術者手当	電気主任技術者に任命されその職務に従事する職員	7,000円／月
出勤手当	勤務時間外の突発的事故に対処するため自宅等から出勤した職員	1,000円／日

⑤時間外勤務手当(令和6年度決算)

支給実績	5,919 千円
支給職員1人当たり平均支給年額	151,765 円

⑥その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (令和6年度決算)	支給対象職員1人当たり平均 支給年額(令和6年度決算)
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員 8級 … 1種 70,100円 2種 61,100円 7級 … 3種 53,100円 4種 44,300円 6級 … 5種 33,200円	6,806 千円	523,569 円
扶養手当	○配偶者 3,000円 ※職務の級が8級の職員は支給なし ○子 11,500円 ※16～22歳の子は1人につき5,000円加算 ○父母等 6,500円 ※職務の級が8級の職員は3500円	3,835 千円	201,865 円
住居手当	○借家・借間の居住者 (家賃16,000円を超える場合に限る) 家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	3,372 千円	280,968 円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 定期券は1ヶ月定期等最も経済的なもの ○自動車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～33,100円を支給	6,722 千円	131,795 円
管理職員特別勤務手当	○管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日等に勤務した場合に支給 ○管理又は監督の地位にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給	87 千円	6,692 円
休日勤務手当	○祝日法による休日及び年末年始の休日における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給	183 千円	4,687 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間の状況について

開 始 時 刻	終 了 時 刻	休 憩 時 間
8:30	17:15	12:00～13:00

(2)休暇・休業制度

①有給休暇

休暇の種類	制 度 の 概 要	日 数 等
年次休暇	1年度につき最高20日付与される休暇 (20日を限度として翌年に繰越すことが可能)	1年度につき20日
療養休暇	職員が任命権者の承認を得て、負傷又は疾病のため療養する場合に、医師の証明に基づき、必要最小限の期間について付与される休暇	公務上の負傷又は疾病の場合は、その療養に必要な期間、結核性疾患の場合は、1年以内でその療養に必要な期間、その他の負傷又は疾病の場合は、90日を超えない範囲内でその療養に必要な期間
特別休暇	職員が任命権者の承認を得て、忌引、結婚、交通機関の事故その他の特別の事由により付与される休暇	必要と認める期間

②無給休暇・休業

種 類	制 度 の 概 要	日 数 等
介護休暇	職員が任命権者の承認を得て、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障のある配偶者、父母、子等の介護をするために付与される休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内
育児休業	職員が任命権者の承認を得て、子の養育のため付与される休暇	子が満3歳になる日の前日 (期間中は無給)
部分休業	職員が任命権者の承認を得て、子の養育のため時間単位で付与される休暇	小学校就学の始期に達するまで (1日2時間内、時間分減額)

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業及び部分休業の状況について

	育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数	部分休業 取得者数
男性職員	1 人	0 人	0 人
女性職員	0 人	0 人	1 人
計	1 人	0 人	1 人

6 職員の分限及び懲戒の状況(令和6年度)

(1) 職員の分限処分の状況について

降任	免職	休職	降給
0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 職員の懲戒処分の状況について

戒告	減給	停職	免職
0 人	0 人	0 人	0 人

7 職員のサービスの状況(令和6年度)

(1) 年次休暇の状況について

平均使用日数	消化率
19. 61日	46. 73%

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法の一部改正(平成28年4月1日施行)により、退職管理の適正を確保するため、再就職者による現職職員への働きかけに対する規制等が導入されました。

当企業団では、法の定めに従い、職員の退職管理の適正化に取り組んでまいります。

9 職員の研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進を目的として、山武郡市広域行政組合、日本水道協会及び千葉県自治研修センターなど、外部機関が実施する研修に参加しています。

(1) 山武郡市広域水道企業団職員互助会について

○運営費内訳(一人当たりの年額)

○職員互助会の事業概要

(2) 千葉県市町村職員互助会について

○主な事業の概要

○令和6年度の掛金率及び負担金率

(3) 労働安全衛生

また、職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため定期健康診断を実施しています。